

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和3年2月8日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 大島令子 ⑩

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>市政サロンについて</p> <p>「市政サロン」は市役所西庁舎1階にあり、市長と市民が気軽に面談できる場である。市長の選挙公約で設置され8年が経過した。市長は原則月曜日から金曜日の午後の時間帯執務がない場合、可能な限り市政サロンに在室するという事になっている。</p> <p>開設当初、木材で改修され木製のテーブルと椅子が置かれた西庁舎の1階のサロンを訪れた多くの市民はトップの交代を実感した。面談者は数年前から激減し令和元年度からはいない。</p> <p>市政サロン設置で期待したことは何か、役割は十分効果があったのか、また今後も開設し続けるのか伺う。</p>	
2	<p>職員から新型コロナウイルス感染者が発生した時の行政サービス維持継続について</p> <p>(1) 部局ごとのマニュアルはどのようになっているか。 (2) ごみ収集部門で感染者が発生した時の収集体制はどのようになっているか。</p>	
3	<p>高齢者福祉行政における個人情報の開示について</p> <p>市内の高齢者の生活実態を把握することにより、緊急時の親族連絡先把握、福祉サービスの利用調整等を行うこと</p>	

を目的にした「高齢者実態把握調査」を市は行っている。対象者は満65歳以上の一人暮らし、満75歳以上の高齢者のみの世帯である。

調査票には個人の日常生活における全ての個人情報の記載が必要なため、個人情報利用に対する同意書の提出も求めている。

個人情報を利用する実施機関として市役所関係団体のほかに、任意団体である自主防災組織、まちづくり協議会・自治会連合会・区・区会がある。漏えい防止措置を講じることを条件として情報提供を認めると書いてあるが具体的な措置は書かれていない。このため、「回答しない」高齢者もいる。

- (1) 市長は、常々行政任せではなく地域のことは地域で解決できるような仕組みづくりが必要と語っているが、個人情報を地域の任意団体にまで拡大することに理解を示せる地域社会になっていない現状では問題と思う。見直しを検討すべきと考えるがいかがか。
- (2) 地域で任意に活動している団体は、高齢者の個人情報が活動の中で必要な理由をどのように申し出ているか。また漏えいに対しての意識は大丈夫か。
- (3) 任意団体が利用する個人情報はこの事業だけか。